

藤沢市図書館協議会委員の任命について
次の者を図書館協議会委員に任命する。

2013年(平成25年)8月22日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

1 氏名等

ふりがな 氏名	生年月日	住所	選出 区分	新任 再任 の別	備考
さいとう 齊藤 はるみ			社会教育 関係 者	新任	公民館運営 審議会

2 任期

2013年(平成25年)8月23日から2014年(平成26年)8月31日まで

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市図書館協議会委員に欠員が生じたことに伴い、図書館法第15条及び藤沢市図書館に関する条例第5条の規定により補欠の委員を任命する必要がある。

参 考

図書館法 抜粋

(図書館協議会)

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

藤沢市図書館に関する条例 抜粋

(図書館協議会の設置)

第5条 図書館に藤沢市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命する。

3 協議会の委員の定数は、7人とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

5 委員に欠員が生じた時の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。